

愛媛県総合科学博物館使用料条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県総合科学博物館使用料条例（平成6年7月15日条例第15号）の一部改正 本則第1号に係る部分

新	旧
<p>（使用料の納付時期）</p> <p>第3条 使用料は、博物館の使用の前に納付しなければならない。 ただし_____、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>	<p>（使用料の納付時期）</p> <p>第3条 使用料は、博物館の使用の前に納付しなければならない。 ただし、<u>施設使用料</u>にあつては、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>

愛媛県歴史文化博物館使用料条例（平成6年7月15日条例第16号）の一部改正 本則第2号に係る部分

新	旧
<p>（使用料の納付時期）</p> <p>第3条 使用料は、博物館の使用の前に納付しなければならない。 ただし_____、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>	<p>（使用料の納付時期）</p> <p>第3条 使用料は、博物館の使用の前に納付しなければならない。 ただし、<u>施設使用料</u>にあつては、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>

愛媛県美術館使用料条例（平成10年6月25日条例第26号）の一部改正 本則第3号に係る部分

新	旧
<p>（使用料の納付時期）</p> <p>第3条 使用料は、美術館の使用の前に納付しなければならない。 ただし_____、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>	<p>（使用料の納付時期）</p> <p>第3条 使用料は、美術館の使用の前に納付しなければならない。 ただし、<u>施設使用料</u>にあつては、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>